

(2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が 10 人以下の場合 622 単位 (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 455 単位 (三) 利用定員が 21 人以上の場合 366 単位 ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 (i) 授業の終了後に行う場合 (一) 利用定員が 5 人の場合 1,320 単位 (二) 利用定員が 6 人以上 10 人以下の場合 675 単位 (三) 利用定員が 11 人以上の場合 573 単位 (2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が 5 人の場合 1,600 単位 (二) 利用定員が 6 人以上 10 人以下の場合 820 単位 (三) 利用定員が 11 人以上の場合 695 単位 第 4 保育所等訪問支援	(2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が 10 人以下の場合 611 単位 (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 447 単位 (三) 利用定員が 21 人以上の場合 359 単位 ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 (i) 授業の終了後に行う場合 (一) 利用定員が 5 人の場合 1,329 単位 (二) 利用定員が 6 人の場合 1,112 単位 (三) 利用定員が 7 人の場合 958 単位 (四) 利用定員が 8 人の場合 842 単位 (五) 利用定員が 9 人の場合 751 単位 (六) 利用定員が 10 人の場合 679 単位 (七) 利用定員が 11 人以上の場合 577 単位 (2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が 5 人の場合 1,608 単位 (二) 利用定員が 6 人の場合 1,347 単位 (三) 利用定員が 7 人の場合 1,160 単位 (四) 利用定員が 8 人の場合 1,020 単位 (五) 利用定員が 9 人の場合 911 単位 (六) 利用定員が 10 人の場合 824 単位 (七) 利用定員が 11 人以上の場合 699 単位 第 4 保育所等訪問支援
---	---

保育所等訪問支援給付費（１日につき） 912 単位 ●障害児入所系サービス 第１ 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（１日につき） イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が５人以上９人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737 単位 (2) 入所定員が１０人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 625 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,444 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737 単位 (3) 入所定員が１１人以上２０人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 541 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 950 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737 単位	保育所等訪問支援給付費（１日につき） 916 単位 ●障害児入所系サービス 第１ 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（１日につき） イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が５人以上９人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位 (2) 入所定員が１０人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 628 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,451 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位 (3) 入所定員が１１人以上２０人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 543 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 954 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位
---	---

(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	737 単位	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	727 単位
(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	619 単位	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	611 単位
(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	557 単位	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	550 単位
(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	539 単位	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	532 単位
(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	521 単位	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	514 単位
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	503 単位	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	496 単位
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	486 単位	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	480 単位
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	467 単位	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	461 単位
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	465 単位	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	459 単位
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	464 単位	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	458 単位
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	462 単位	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	456 単位
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	460 単位	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	454 単位
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	458 単位	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	452 単位
(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	454 単位	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	448 単位
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	451 単位	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	445 単位
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	447 単位	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	441 単位
(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	444 単位	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	438 単位
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	441 単位	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	435 単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする 児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支 援を行う場合		ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする 児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支 援を行う場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	732 単位	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	735 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	675 単位	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	678 単位

(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	647 単位	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	650 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	622 単位	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	625 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	595 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	598 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	568 単位	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	571 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定 入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定 入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	891 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	895 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	607 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	610 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	607 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	610 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,436 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,443 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 504 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,058 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676 単位 (5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 462 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 877 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676 単位 (6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 431 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 801 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676 単位 (7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 402 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 506 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,063 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位 (5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 464 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 881 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位 (6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 433 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 805 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位 (7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 404 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
--	--

676 単位	679 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
676 単位	679 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）
601 単位	604 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合
556 単位	559 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合
493 単位	495 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合
479 単位	481 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合
464 単位	466 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合
448 単位	450 単位
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合
433 単位	435 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	(15) 入所定員が 91 人以上の場合
417 単位	419 単位
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合	ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合
(1) 入所定員が 5 人の場合	(1) 入所定員が 5 人の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき
891 単位	895 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
672 単位	675 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき
626 単位	629 単位

(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位 (3) 入所定員が 10 人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 626 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,426 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位 (4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 505 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,050 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位 (5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 465 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 875 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位 (6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位 (3) 入所定員が 10 人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 629 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,433 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位 (4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 507 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,055 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位 (5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 467 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 879 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位 (6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合
--	--

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	428 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	430 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	756 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	759 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	405 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	407 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	672 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	675 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	598 単位	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	601 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	553 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	556 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	490 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	492 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	476 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	478 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	462 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	464 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	446 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	448 単位
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	431 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	433 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	416 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	418 単位

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 <table> <tr> <td>(1) 入所定員が 50 人以下の場合</td> <td>712 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合</td> <td>703 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合</td> <td>691 単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 入所定員が 71 人以上の場合</td> <td>678 単位</td> </tr> </table> 第2 医療型障害児入所施設 医療型障害児入所施設給付費（1日につき） イ 指定医療型障害児入所施設の場合 <table> <tr> <td>(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合</td> <td>321 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合</td> <td>147 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合</td> <td>875 単位</td> </tr> </table>	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	712 単位	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	703 単位	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	691 単位	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	678 単位	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	321 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	147 単位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	875 単位	ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 <table> <tr> <td>(1) 入所定員が 50 人以下の場合</td> <td>715 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合</td> <td>706 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合</td> <td>694 単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 入所定員が 71 人以上の場合</td> <td>681 単位</td> </tr> </table> 第2 医療型障害児入所施設 医療型障害児入所施設給付費（1日につき） イ 指定医療型障害児入所施設の場合 <table> <tr> <td>(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合</td> <td>323 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合</td> <td>148 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合</td> <td>880 単位</td> </tr> </table> ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合 <table> <tr> <td>(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（一） 90 日目まで</td> <td>355 単位</td> </tr> <tr> <td>（二） 91 日目以降 180 日目まで</td> <td>323 単位</td> </tr> <tr> <td>（三） 181 日目以降</td> <td>291 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（一） 90 日目まで</td> <td>163 単位</td> </tr> </table>	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	715 単位	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	706 単位	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	694 単位	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	681 単位	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	323 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	148 単位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		（一） 90 日目まで	355 単位	（二） 91 日目以降 180 日目まで	323 単位	（三） 181 日目以降	291 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		（一） 90 日目まで	163 単位
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	712 単位																																								
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	703 単位																																								
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	691 単位																																								
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	678 単位																																								
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	321 単位																																								
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	147 単位																																								
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	875 単位																																								
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	715 単位																																								
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	706 単位																																								
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	694 単位																																								
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	681 単位																																								
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	323 単位																																								
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	148 単位																																								
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位																																								
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合																																									
（一） 90 日目まで	355 単位																																								
（二） 91 日目以降 180 日目まで	323 単位																																								
（三） 181 日目以降	291 単位																																								
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合																																									
（一） 90 日目まで	163 単位																																								

	(二) 91 日目以降 180 日目まで	148 単位
	(三) 181 日目以降	133 単位
	③ 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	(一) 90 日目まで	968 単位
	(二) 91 日目以降 180 日目まで	880 単位
	(三) 181 日目以降	792 単位
ロ 指定発達支援医療機関の場合	ハ 指定発達支援医療機関の場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
123 単位	124 単位	
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
875 単位	880 単位	
	ニ 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有目的の支援を行う場合	
	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	(一) 90 日目まで	136 単位
	(二) 91 日目以降 180 日目まで	124 単位
	(三) 181 日目以降	112 単位
	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	(一) 90 日目まで	968 単位
	(二) 91 日目以降 180 日目まで	880 単位
	(三) 181 日目以降	792 単位

地域区分の見直しについて

障害児の地域区分の見直しについて

<現行>

地域割り		8 区分							
上乗せ割合		1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
対象地域	官署所在地	国家公務員の地域手当支給地域							
	官署が所在しない地域等	・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）							
対象とする市町村の区域の時期		平成 18 年 4 月 1 日							

<見直し後>

8 区分							
1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員の地域手当支給地域							
・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）							
平成 27 年 4 月 1 日							

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成 27 年度～29 年度にかけて段階的に引き上げ、平成 30 年度から完全施行。

●地域区分の見直しによる報酬 1 単位単価の見直し

〔見直し後の 1 単位単価〕【現行と平成 3 0 年度以降】

<現行>

				1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
				18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合		11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)			10円									
	放課後等サービス	重症心身障害児以外の障害児の場合		11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	保育所等訪問支援			11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合		11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症児の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円		
		盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円	
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
			ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合		11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
				当該施設が単独施設の場合		11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
				併設する施設が主たる施設の 場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由児の場合			11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型 (含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円									
		肢体不自由児の場合		10円									
重症心身障害児の場合		10円											
障害児相談支援				11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		

<平成 3 0 年度以降>

				1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
				20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円										
	放課後等サービス	重症心身障害児以外の障害児の場合		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	保育所等訪問支援				11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合		11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症児の場合				11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
		盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円	
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
			ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
				当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
				併設する施設が主たる施設の場合	11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由児の場合			11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円									
		肢体不自由児の場合		10円									
		重症心身障害児の場合		10円									
障害児相談支援				11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

〔各サービスの１単位の単価〕
 ＜平成２７年度＞

サービス名			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	その他
			1級地→1級地	2級地→2級地 2級地→3級地	3級地→2級地 3級地→3級地	3級地→4級地	4級地→3級地	4級地→4級地 4級地→5級地	6級地→4級地	6級地→5級地	6級地→6級地	7級地→5級地	7級地→6級地	7級地→7級地	その他→6級地	その他→7級地	その他→その他
			18.00%	15.00%	13.00%	12.00%	11.00%	10.00%	8.00%	7.00%	6.00%	5.00%	4.00%	3.00%	2.00%	1.00%	0.00%
児童発達支援	児童発達支援センターの場合		11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の 場合		11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
	主たる対象が重症心身障害児の場合		11.37円	11.14円	10.99円	10.91円	10.84円	10.76円	10.61円	10.53円	10.46円	10.38円	10.30円	10.23円	10.15円	10.08円	10円
医療型児童発達支援（含：指定発達支援医療機関）			10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
放課後等デイサービス	重症心身障害以外の障害児の場合		11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
	主たる対象が重症心身障害児の場合		11.37円	11.14円	10.99円	10.91円	10.84円	10.76円	10.61円	10.53円	10.46円	10.38円	10.30円	10.23円	10.15円	10.08円	10円
保育所等訪問支援			11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
福祉型障害児入所施設	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.73円	10.67円	10.62円	10.56円	10.45円	10.39円	10.33円	10.28円	10.22円	10.17円	10.11円	10.06円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は 単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
	自閉症児の場合		11.10円	10.92円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
	盲児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.72円	10.66円	10.61円	10.55円	10.44円	10.39円	10.33円	10.28円	10.22円	10.17円	10.11円	10.06円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は 単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
	ろうあ児の場合	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
		当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
		併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.83円	10.77円	10.70円	10.64円	10.52円	10.45円	10.39円	10.32円	10.26円	10.19円	10.13円	10.06円	10円
	肢体不自由児の場合		11.10円	10.92円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
医療型障害児入所施設 （含：指定発達支援医療 機関）	自閉症児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
	肢体不自由児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
	重症心身障害児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
障害児相談支援			11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円

●現行の地域区分と見直し後の最終的な地域区分を適用する対象地域の比較【官署所在地】

		見直し後の障害児の地域区分									
		1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)		
現行の障害児の地域区分	1級地 (18%)	東京都 特別区									
	2級地 (15%)		茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 大阪府 神奈川県 大阪府	取手市 和光市 印西市 武蔵野市、町田市、 国分寺市、狛江市、 清瀬市、多摩市 厚木市 大阪市、守口市	千葉県 東京都 神奈川県 大阪府 兵庫県	成田市 国立市、福生市、 稲城市、西東京市 鎌倉市 門真市 戸田市					
	3級地 (12%)		茨城県 千葉県 東京都 神奈川県 大阪府	つくば市 袖ヶ浦市 調布市、小平市、 日野市 横浜市、川崎市 刈谷市、豊田市	埼玉県 東京都 愛知県 大阪府 兵庫県	さいたま市、志木市 八王子市、府中市 名古屋市 高槻市 西宮市	千葉県 東京都 大阪府 奈良県	船橋市、浦安市 立川市 吹田市、寝屋川市、 箕面市 大塚市			
	4級地 (10%)			茨城県 千葉県 東京都 大阪府 愛知県	守谷市 千葉市 青梅市、東村山市 豊明市 池田市	神奈川県 三重県 大阪府 兵庫県	相模原市、藤沢市 鈴鹿市 豊中市 神戸市	茨城県 千葉県 東京都 神奈川県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	水戸市、土浦市 市川市、松戸市、富津市 三鷹市、あきる野市 横須賀市、大和市 大津市、草津市 京都市 堺市、枚方市、茨木市、 八尾市、東大阪市 尼崎市 奈良市、大和郡山市 広島市 福岡市		
	5級地 (8%)										
	6級地 (6%)				茨城県 埼玉県 東京都 大阪府	牛久市 東松山市、朝霞市 京田辺市 羽曳野市	茨城県 千葉県 東京都 神奈川県 滋賀県 兵庫県	日立市 佐倉市、市原市 平塚市 西尾市、知多市 四日市市 栗東市 伊丹市、三田市	宮城県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県	仙台市 古河市 宇都宮市 川崎市 川口市 行田市 所沢市、 飯能市、加須市、越谷市、戸田市、 入間市、三郷市 柏市 茨城県 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市 御殿場市 瀬戸市 碧南市 津市 守山市 宇治市 亀岡市 岸和田市 泉大津市 泉佐野市、 富田林市、河内長野市、和泉市、 藤井寺市 大和高田市 橿原市	
	7級地 (3%)						宮城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 香川県 福岡県	多賀城市 龍ヶ崎市 坂戸市 小田原市 みよし市 柏原市、交野市 春日市、福津市	大田原市 高崎市 春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、 久喜市、鳩山町、杉戸町 野田市、東金市、流山市、酒々井町、 栄町 三浦市 岐阜市 鈴鹿市 岡崎市、春日井市、津島市、安城市、 大山市、江南市、弥富市、豊山町 桑名市 彦根市 向日市 京都市、阪南市、熊取町、田尻町、 太子町 明石市 香芝市、王寺町 和歌山市、橋本市 高松市 太宰府市、粕屋町	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 長崎県	札幌市 名取市 茨城市 鹿沼市、小山市 前橋市、太田市 熊谷市 八街市 武蔵村山市 富山市 金沢市 福井市 長野市、松本市、諏訪市 大垣市、多治見市、美濃加茂市 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、 焼津市、掛川市、袋井市 豊橋市、一宮市、半田市、小牧市 名張市、伊賀市 長浜市 姫路市、加古川市、三木市 桜井市、宇陀市 岡山市 岡山市 周南市 北九州市、筑紫野市、宇美町 長崎市
その他 (0%)						茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 神奈川県 長野県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 福岡県	神栖市 下野市 羽生市、滑川町 一宮町 塩尻市 豊川市、田原市 亀山市 甲賀市 木津川市 岬町 赤穂市 新宮町		茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 新潟県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 滋賀県 三原市、東広島市 徳島県 香川県	空間市、鹿嶋市 栃木市、真岡市 渋川市 木更津市、君津市 新潟市 南アルプス市 伊那市 各務原市 藤枝市 常滑市、飛島村 東近江市 三原市、東広島市 徳島市、鳴門市、阿南市 坂出市	全ての都道府 県の1級地か ら7級地以外 の地域

●現行の地域区分と平成27年度の地域区分の比較【官署が所在しない地域】

都道府県	市町村名	現行 地域区分		27年度 地域区分	
埼玉県	狭山市	6級地	6%	9級地	6%
	蕨市	6級地	6%	9級地	6%
	新座市	6級地	6%	8級地	7%
	富士見市	6級地	6%	8級地	7%
	鶴ヶ島市	4級地	10%	6級地	10%
	ふじみ野市	6級地	6%	8級地	7%
	三芳町	6級地	6%	8級地	7%
千葉県	習志野市	4級地	10%	5級地	11%
	八千代市	4級地	10%	5級地	11%
	四街道市	4級地	10%	6級地	10%
	白井市	6級地	6%	9級地	6%
東京都	昭島市	3級地	12%	4級地	12%
	小金井市	4級地	10%	6級地	10%
	東大和市	5級地	8%	6級地	10%
	東久留米市	3級地	12%	3級地	13%
神奈川県	茅ヶ崎市	4級地	10%	6級地	10%
	逗子市	4級地	10%	6級地	10%
	秦野市	6級地	6%	9級地	6%
	伊勢原市	6級地	6%	9級地	6%
	海老名市	3級地	12%	4級地	12%
	座間市	4級地	10%	6級地	10%
	綾瀬市	4級地	10%	6級地	10%
	寒川町	6級地	6%	8級地	7%

都道府県	市町村名	現行 地域区分		27年度 地域区分	
愛知県	稲沢市	7級地	3%	12級地	3%
	東海市	7級地	3%	12級地	3%
	大府市	6級地	6%	9級地	6%
	知立市	7級地	3%	12級地	3%
	愛西市	7級地	3%	12級地	3%
京都府	長岡京市	7級地	3%	11級地	4%
大阪府	貝塚市	6級地	6%	9級地	6%
	松原市	5級地	8%	6級地	10%
	大東市	4級地	10%	6級地	10%
	摂津市	4級地	10%	6級地	10%
	高石市	3級地	12%	4級地	12%
	四條畷市	7級地	3%	12級地	3%
	大阪狭山市	6級地	6%	9級地	6%
	忠岡町	6級地	6%	9級地	6%
兵庫県	宝塚市	3級地	12%	4級地	12%
	川西市	6級地	6%	8級地	7%
奈良県	斑鳩町	7級地	3%	12級地	3%
広島県	府中町	4級地	10%	6級地	10%
福岡県	糸島市	7級地	3%	12級地	3%

※上記以外の市町村の地域区分は「その他」(0%)。

